

【特記仕様書】

■ 業務名

熱海市公園施設長寿命化計画策定業務

■ 1. 業務の目的

本業務は、熱海市が管理する都市公園のうち、別表に示す対象公園において、公園施設の老朽化に対応した計画的かつ効率的な維持管理の実現を目的とし、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改定版】」(令和7年3月)に基づき、公園施設の健全度調査、ライフサイクルコスト分析等を行い、今後の維持・修繕・更新方針を定めた長寿命化計画を策定するものである。

なお、遊具については、別途実施した遊具点検・調査結果を本業務に反映するものとし、本業務では遊具の安全点検及び詳細な劣化調査は行わないものとする。

■ 2. 業務内容

次に掲げる各作業を実施し、成果品として長寿命化計画書および関連資料を取りまとめること。

1 基礎調査

1) 既存資料等の整理・分析

- ・旧長寿命化計画書、公園台帳、図面、修繕履歴、遊具点検・調査結果等の整理・確認

2) 既存施設情報の把握

- ・既存施設情報の把握および不備の抽出
- ・対象施設、対象外施設、台帳との不整合等の整理

なお、貸与資料に不足、不整合又は判読困難な事項がある場合は、発注者と協議のうえ対応を定めるものとする。

2 現況調査

1) 対象公園における施設配置、構造、利用実態の現地調査

- ・対象公園は、別表に示す4公園とする。
- ・写真撮影、台帳との照合、劣化状況等の記録

調査は、原則として地上からの目視確認、写真撮影、台帳照合及び必要に応じた簡易計測により実施するものとする。

高所作業、掘削、非破壊試験、詳細な構造調査、設備機能試験、法定点検、遊具の安全点検及び詳細な劣化調査は、本業務の対象外とする。

2)健全度調査および評価

- ・施設別(園路、構造物、建築物、便益施設等)における健全度評価(A～D)
- ・緊急度評価(高・中・低)の実施

遊具については、発注者が貸与する遊具点検・調査結果を基に、長寿命化計画に必要な健全度評価、緊急度評価、対策内容、対策時期及び概算事業費を整理するものとする。なお、貸与された遊具点検・調査結果のみでは長寿命化計画への反映が困難な場合は、発注者と協議のうえ、追加資料の提供、現地確認又は設計変更の可否を定めるものとする。

3)調査結果とりまとめ

- ・現況調査結果、健全度評価結果、緊急度評価結果を整理する。
- ・調査結果は、施設一覧表、健全度調査結果、写真台帳等として取りまとめる。

なお、現地調査において、利用者の安全確保上、緊急性が高いと判断される損傷、破損、腐食、倒壊又は転倒のおそれ等を確認した場合は、速やかに発注者へ報告するものとする。

施設の使用禁止、応急措置、利用者周知、修繕等の実施判断は発注者が行うものとする。

3 公園長寿命化対策による効果算出

1)管理方針の分類

- ・施設ごとに予防保全型または事後保全型の管理区分の整理
- ・分類根拠の明確化

管理方針の分類にあたっては、施設の劣化状況、利用状況、安全性、重要性、更新費用、維持管理状況等を踏まえて整理するものとする。

2)ライフサイクルコスト(LCC)分析

- ・予防保全と事後保全の費用比較
- ・費用対効果に基づく対策方針の選定

LCC分析に用いる単価、更新費、補修費、更新周期、補修周期その他算定条件は、発注者と協議のうえ設定するものとする。

本業務で算定する費用は、長寿命化計画策定のための概算事業費であり、個別工事の設計積算額を示すものではない。

4 公園長寿命化計画書作成

1)施策実施時期の整理

- ・管理方針、補修・更新内容、実施時期等の整理
- ・必要に応じて撤去、集約化、経過観察等の方針を整理

2) 年次別費用算出

- ・年次別費用計画の作成
- ・必要に応じて植栽の維持管理方針の整理

なお、植栽については、個別樹木診断、危険木診断、樹木医診断及び詳細な植栽管理計画の作成は、本業務の対象外とする。

3) 計画書・調書作成

- ・長寿命化計画書(様式 0)
- ・調書(様式 1: 総括表、様式 2: 都市公園別、様式 3: 施設種類別)
- ・計画概要資料(庁内・市民説明用)

5 設計協議

- 1) 業務着手時 1回
- 2) 中間打合せ 2回
- 3) 成果品納入時 1回

■ 3. 成果品

- (1) 長寿命化計画書(A4 版製本 2 部および PDF)
- (2) 計画調書(Excel 形式)
- (3) 概要資料(PowerPoint または PDF)
- (4) 上記のデータ一式(CD-R または USB 等)

■ 4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

■ 5. 留意事項

- ・成果物は国の最新指針に基づき作成すること。
- ・業務着手後、作業計画書を作成・提出し、発注者の承認を得ること。
- ・必要に応じて市との協議、現地調査の立会いを行うこと。
- ・GISデータ整理等が必要な場合は、別途協議のうえ実施する。
- ・GISデータの新規作成、編集、変換及び施設位置情報の新規取得は、原則として本業務の対象外とする。

■ 6. 著作権等

本業務により作成された成果物の著作権は熱海市に帰属する。